

議案第46号

交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定について

交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和元年6月5日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 生産緑地法及び生産緑地法施行令の一部改正等に伴い、生産緑地地区に定めることができる区域の規模要件を緩和することにより、本市における緑地機能及び多目的保留地機能を有する優れた農地等を更にきめ細かく保全することで、良好な都市環境の形成を確保したいため。

交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例案

交野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、交野市における生産緑地地区に定めることができる区域の規模について定めるものとする。

(区域の規模)

第2条 法第3条第2項に規定する条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。